

平成 26 年 8 月 13 日
株式会社日本政策金融公庫

**新たに農業経営を開始する方を応援する『青年等就農資金』を全国初融資
～佐賀市で新たに就農する3名の方の育成・定着を支援～**

日本政策金融公庫（略称：日本公庫）農林水産事業は、佐賀市で新たに農業経営を開始する3名の方へ『青年等就農資金』を本日（8月13日）、全国で初めて融資しましたので、お知らせします。

なお、本資金は、就農段階から農業経営の改善・発展段階まで一貫した担い手支援ができるように、従来、都道府県が取り扱っていた「就農支援資金」の内容を拡充し、日本公庫が取り扱う「青年等就農資金」として本年度新設されたものです。

《ポイント》

○ 青年等就農資金で新規就農者の育成・定着を後押し

日本公庫佐賀支店農林水産事業では、今回新たに就農する3名の方の実践研修による生産技術の習得状況や、農業経営への意欲の高さなどから計画達成の見通しが高いことを評価し、農業用施設（猛暑対応の温室ハウス）等の設備資金及び肥料・農薬費など農業経営の開始に必要な長期運転資金を融資しました（参考1を参照）。

今後、営農指導を担う佐賀県の農業改良普及センター等の関係機関と連携しながら、新規就農者の育成・定着を後押しします。

○ 佐賀市で認定を受けて農業経営を開始

新たに就農する3名の方は、高校や農業大学校卒業後、農業以外の会社等に勤めていましたが、以前から興味があった農業経営をしてみたいとの思いが強くなり、県内の農家等での実践的な研修を受け、生産技術や農業経営等について学び、就農準備を進めてきました（参考1を参照）。

そして、佐賀市で新たに農業経営を開始することを決意し、8月1日には、同市より認定新規就農者として認定され、アスパラガスやキュウリの生産を開始しました。今後、5年間で経営を軌道に乗せていく計画です。

今回、農業経営を開始する田原さんからは、「地域農業は担い手不足となっており、生まれ育った地域を活性化させるために就農を決意。研修で学んだ技術やノウハウを活かし、地域の担い手として活躍したい。行く行くは法人化し、蓄積した技術等を将来にわたって継承していきたい」とコメントが寄せられています。

○ 融資対象に法人を追加するなど、制度拡充

青年等就農資金は、新規就農者を倍増させるという政府の目標に資する政策性の高い資金であり、「無利子」「実質無担保・無保証人」という条件となっています。

また、従来の「就農支援資金」と比べて、①貸付対象者に法人を追加、②農業経営開始後であっても青年等就農計画の申請及び借入が可能、③長期運転資金の借入対象時期を初年度のみから5年間の計画期間中に拡大など、利便性も向上しています（参考2を参照）。

日本公庫は、本資金の融資を通じて、就農相談・研修受入・計画作成指導や就農後のフォローアップまで関係機関と連携しながら、新たに就農される方の育成・定着を支援してまいります。

○ 青年等就農資金 全国融資第 1 号案件の概要

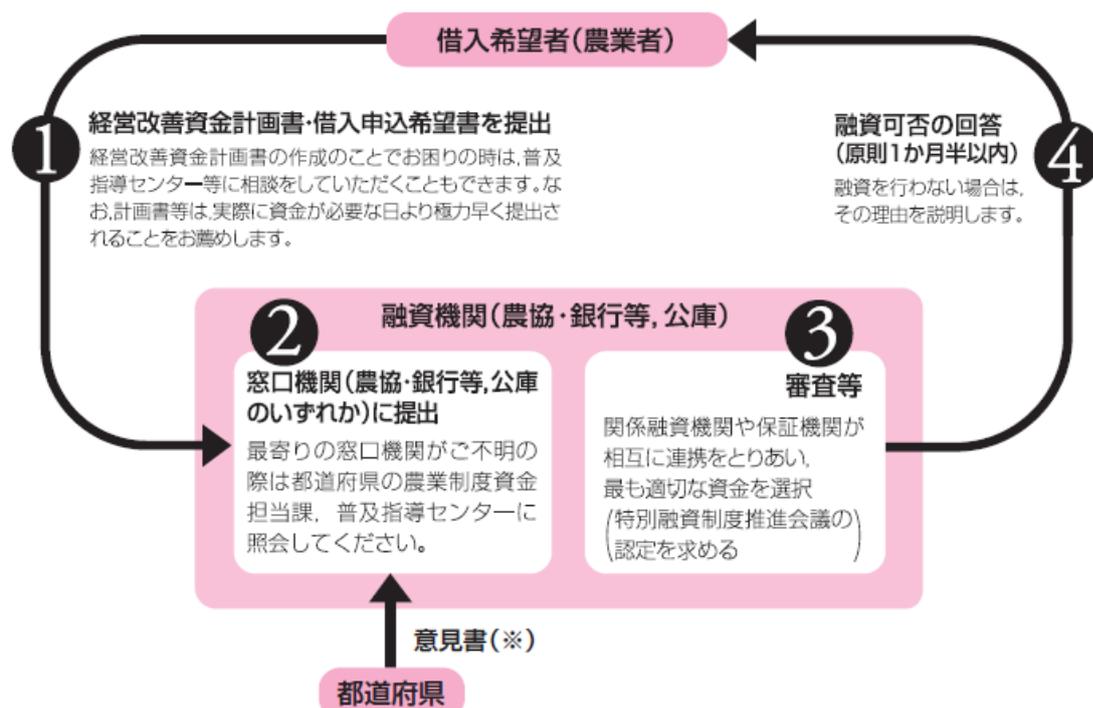
	1	2	3
氏名	大坪 和雅 (オオツバ 和雅)	田原 敬士 (タハラ ヒロシ)	竹下 敦 (タケノ アツシ)
住所	佐賀県佐賀市	佐賀県佐賀市	佐賀県佐賀市
年齢	45才	32才	36才
営農類型	施設野菜(アスパラガス)	施設野菜(アスパラガス)	施設野菜(キュウリ)
事業内容	温室ハウス 1,908 m ² (県単補助対象) 管理機 ラジコン動力噴霧器 長期運転資金	温室ハウス 1,920 m ² (県単補助対象) 管理機 ラジコン動力噴霧器 長期運転資金	温室ハウス 2,060 m ² (県単補助対象)
融資金額	8,580千円	8,400千円	14,000千円
略歴	高校卒業後、海上自衛隊入隊。その後、佐賀市内の会社に勤務し、H25年に退社。 市内で稲作を営む親元での1年間の研修を経て、H26年3月から佐賀県内のアスパラガス農家で研修。今回、佐賀市にて農業経営を開始。	高校卒業後、佐賀県、福岡県の会社に勤務し、H25年に退社。 佐賀市内で稲作を営む親元での1年間の研修を経て、H26年5月から佐賀県内のアスパラガス農家で研修。今回、佐賀市にて農業経営を開始。	農業大学校(園芸課程野菜専攻)を卒業後、地元JAに勤務。 H24年にJAを退社後、親元で2年間研修を受けて、今回、佐賀市にて農業経営を開始。 ※キュウリ栽培のノウハウは農業大学校時代に習得。

○ 青年等就農資金の概要（※下線が主な拡充部分）

	青年等就農資金	参考：就農支援資金（旧制度）
ご利用いただける方	<p>新たに農業経営を営もうとする青年等（※）であって市町村から青年等就農計画の認定を受けた認定新規就農者</p> <p>（※）青年：原則として18歳以上45歳未満、 知識・技能を有する者：65歳未満 上記のものが役員の過半を占める法人</p> <p>（※）農業経営を開始してから一定期間（5年間）以内のものを含み、認定農業者を除く</p>	<p>新たに農業経営を営もうとする青年等（※）であって都道府県から就農計画の認定を受けた認定就農者</p> <p>（※）青年：15歳以上30歳未満（特認40歳未満） 知識・技能を有する者：55歳未満（特認65歳未満）</p>
資金使途	<p>施設、機械の取得等（農地の取得は除く（注））</p> <p>長期運転資金（計画期間中を対象）</p>	<p>施設、機械の取得等（農地の取得は除く）</p> <p>長期運転資金（初年度のみ対象）</p>
融資限度額	3,700万円	<p>青年：3,700万円</p> <p>知識・技能を有する者：2,700万円</p>
借入期間	12年以内（うち据置5年以内）	12年以内（うち据置5年以内）
利率	無利子	無利子
担保・保証人	都道府県農業信用基金協会による保証に関わらず、原則、融資対象物件以外の担保及び第3者保証人は不要	都道府県農業信用基金協会による保証（転貸）：実質無担保・無保証人

（注）農地を取得する場合は、経営体育成強化資金の利用が可能です。

【青年等就農資金のご利用の流れ】



※窓口機関の依頼に対し、都道府県は「認定新規就農者の貸付けに関する意見書」を作成し、提出します。
なお、都道府県が認めた指導農業者等が意見書を作成し、借入希望者を通じて窓口機関に提出することもできます。